

## 町有財産賃貸借契約書（案）

貸主 宮代町（以下「甲」という。）と借主 （以下「乙」という。）とは、次の条項により、町有財産について、借地借家法（平成３年法第９０号。以下「法」という。）第３８条の規定に基づく定期建物賃貸借権の設定を目的とした賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第１条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

２ 乙は、賃貸借物件が町有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（賃貸借物件）

第２条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

| 財産名称                      | 所在地          | 貸付箇所  | 貸付面積                     | 台数  |
|---------------------------|--------------|-------|--------------------------|-----|
| 宮代町立<br>コミュニティセ<br>ンター進修館 | 宮代町笠原一丁目１番１号 | 食堂前廊下 | 1.12 ㎡(W1.4m<br>× D0.8m) | 1 台 |

（指定用途等）

第３条 乙は、賃貸借物件を直接、自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

２ 乙は、賃貸借物件を指定用途に供するにあたっては、別紙記載の「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項」を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第４条 賃貸借期間は、令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの３年間とする。なお、自動販売機の設置及び撤去の日は、甲、乙協議のうえ、賃貸借期間内で甲が指定する日とする。

（契約更新等）

第５条 本契約は、法第３８条の規定に基づくものであるから、法第２６条、第２８条及び法第２９条第１項並びに民法（明治２９年法律第８９号）第６０４条の規定は運用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める契約満了時において、本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、賃貸借期間の延長も行われないものとする。

２ 甲は、前条に規定する期間満了の１年前から６か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、賃貸借期間の満了により、本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

（賃貸借料）

第６条 賃貸借料は、年額金 円（うち消費税及び地方消費税の額は 円）（貸付期間が１年に満たない年度においては、月数で割り返した金額）とし、別表のとおりとする。

（管理費）

第７条 管理費は、乙の設置する自動販売機１台あたり缶飲料は年額金３０，０００円、紙コップ飲料は年額金５０，０００円（貸付期間が１年に満たない年度においては、月数で割り返した金

額)とし、別表のとおりとする。

(賃貸借料及び管理費の支払)

第8条 乙は、甲の発行する納入通知書により、各年度の初日又は賃貸借期間初日から40日以内にその年度に属する賃貸借料及び管理費を甲に支払わなければならない。ただし、当該年度の納期限前までに賃貸借期間が満了(解除を含む。以下同じ。)した場合は、甲の指定する日までに支払うものとする。

(延滞金の徴収)

第9条 乙は、前条に定める期限までに賃貸借料及び管理費を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、委託金額に契約年度における政府契約の支払遅延に対する遅延利息防止等に関する法律第8条第1項により財務大臣が決定する率で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(費用負担)

第10条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第20条第3項の規定により撤去する場合は、この限りではない。

(賃貸借物件の引渡し)

第11条 甲は、第4条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、引き渡された物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対して、物件の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

(転貸の禁止)

第13条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃貸借物件に賃借権を譲渡してはならない。

(管理義務)

第14条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第15条 乙は、賃貸借物件を指定用途に供したことにより、第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責めを負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責めを果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第16条 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を通知しなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第17条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、甲の責めに帰することが明らかな場合を除き、そ

の責めを負わない。

(実地調査等)

第18条 甲は、賃貸借期間中、必要に応じて、乙に対して賃貸借物件や売上げ状況等について、所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。この場合、乙はその調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(売上本数等の報告)

第19条 乙は、自動販売機の前年度の売上本数及び売上額(月毎)を、毎年4月15日までに甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第20条 賃貸借期間内においては、甲乙ともに本契約を解除できないものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

3 第1項の規定に関わらず、甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。

4 第1項の規定に関わらず、甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対して催告その他何らかの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 本契約に先立ち、乙から提出された各種提出書類(参加申込書、誓約書等)に虚偽の記載が確認されたとき。

(2) 賃貸借料その他の債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。

(3) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(6) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上賃貸借物件を使用しないとき。

(7) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(8) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(9) 主務官庁から営業停止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(10) 資産、信用、組織、営業目的その他事実的重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めるとき。

(11) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を妨げると認めるとき。

(12) 乙が、次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(13) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

（原状回復）

第21条 乙は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに自己の責任において原状を回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が、原状回復の必要がないと認めた場合は、この限りではない。

（損害賠償）

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が第20条第3項の規定により、この契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対し、その補償を請求できるものとする。

（有益費等の請求権の放棄）

第23条 第20条の規定により、賃貸借物件を返還する場合において、乙が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無に関わらず、乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙はその買取りの請求をすることができない。

（賃貸借料及び管理費の返還）

第24条 甲は、本契約が終了又は解除された場合など、乙から既に納付された賃貸借料及び管理費を返還しない。

（契約の費用）

第25条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第26条 本契約に関する訴えの管轄は、賃貸借物件の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

（疑義の決定）

第27条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

令和7年3月 日

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目4番1号

甲 宮代町

宮代町長 新井 康之

乙